

北海道新聞

2014年
7月30日
水曜日

発行所
北海道新聞社

〒060-8711 札幌市
中央区大通西3丁目6
電話011-221-2111

読者センター
011-210-5888
(日曜・夜日除く9時~18時)

ご購読申し込み
0120-464-104
ヨムヨム・ドット・コム

最低賃金上げ14円目安

生活保護と逆転解消へ

道内14年度

中央最低賃金審議会の答申のポイント

- 全国平均の引き上げ目安額は16円。目安通りの改定額は780円
- 生活保護費の受給水準を下回る「逆転現象」が初めて全都道府県で解消
- 北海道の引き上げ目安額は14円。目安通りの改定額は748円

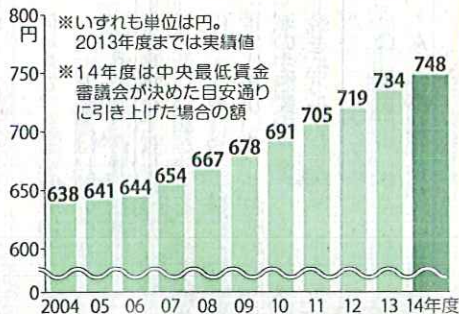
中央最低賃金審議会（厚生労働相の諮問機関）の小委員会は29日、2014年度の地域別最低賃金（時給）の目安について、全国平均で16円引き上げて780円とすることを決めた。最低賃金が生活保護費の受給水準を下回る「逆転現象」は5都道県で起きていたが、両者の比較を始めた08年度以降、初めて全都道府県で解消される見通しとなった。北海道は14円の引き上げで、このまま反映されれば現在の734円から748円となり、生活保護費を3円上回る。

（関連記事2、28面、「ニュース虫めがね」2面）

全国平均16円の引き上げやアルバイトの時給などに影響する。消費増税に伴う物価上昇や、昨年に引き上げに意欲的だったことなどが影響したとみられる。目安は賃金水準などの経済指標を基に、都道府県を

道道府県名	現在の最低賃金	引き上げ額	現在の目安
北海道	734	14	748
青森県	665	13	678
岩手県	665	13	678
宮城県	696	14	710
秋田県	665	13	678
山形県	665	13	678
福島県	675	13	688
茨城県	713	15	728
栃木県	718	15	733
群馬県	707	14	721
埼玉県	785	15	799
千葉県	777	19	796
東京都	869	19	888
神奈川県	701	19	720
新潟県	712	14	726
富山県	704	14	718
石川県	701	14	715
福井県	706	14	720
山梨県	713	14	727
長野県	724	14	738
岐阜県	749	15	764
静岡県	780	15	795
愛知県	737	15	752
岐阜県	730	15	745
京都府	773	15	788
大阪府	819	15	834
兵庫県	761	15	776
奈良県	710	14	724
和歌山県	701	14	715
徳島県	664	13	677
香川県	664	13	677
愛媛県	703	13	716
高知県	701	14	715
福岡県	733	15	748
佐賀県	666	13	679
熊本県	686	13	700
大分県	664	13	677
鹿児島県	664	13	677
沖縄県	664	13	677
全国平均額	764	→780	(16円増)

北海道の最低賃金(時給)の推移



4ランクに分けて提示。引き上げ幅が最も大きい東京都、千葉県などがAで19円、埼玉、京都府などがBで15円、北海道、宮城県、福

岡山などがCで14円、青森県、沖縄県などがDで13円とした。

厚労省によると、北海道は生活保護費との逆転現象が11円で全国最大。このほか、東京都と宮城、広島、兵庫の3県で逆転現象が起きていた。働く人が意欲をなくさないよう08年に逆転現象の解消を求める改正最低賃金法が施行され、中央審議会は全国で12年度までの解消を目標としている。

北海道は08年度から毎年11~15円引き上げられ、生活保護費との開きは33円から縮小しているが、これまで逆転現象は解消されていない。

だが、2年遅れて実現する見通しとなった。

中央審議会は29日、小委員会の決定内容を田村憲久厚労相に答申。都道府県ごとの地方審議会が、答申を踏まえ、地域の実情も加味しながら、改定額を審議する。道地方最低賃金審議会では8月1日から議論が始まり、8月中にも改定額が決まる見通しで、10月ごろをめどに適用される。